二　法第二条第二項第二号に掲げる医療技術のうち、人の体内で当該人の細胞（精子及び未受精卵並びに精子と未受精卵との受精により生ずる胚を除く。）に別表に掲げる物を導入する医療技術であって、次に掲げる医療技術以外の医療技術

イ　既承認医療機器等を当該既承認医療機器等について受けた承認又は認証に係る使用方法等で用いて生成した核酸等のみを当該使用方法等で用いる医療技術

ロ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品のうち、人の疾病の予防に使用されることが目的とされているものであって、その用途に関し、同法第十四条の三第一項第二号に規定する外国において、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている核酸等（感染症の予防のために必要なものとして厚生労働大臣が定める核酸等に限る。）のみを用いる医療技術

第八条を第九条とする。

第七条の見出し中「特定細胞加工物」を「特定細胞加工物等」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第三条各号」を「第四条各号」に改め、同条を第七条とする。

第五条の見出し中「特定細胞加工物」を「特定細胞加工物等」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出し中「特定細胞加工物」を「特定細胞加工物等」に改め、同条を第五条とする。

第三条第七号中「（昭和三十五年法律第百四十六号）」を削り、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（法第二十六条第五項第二号等の政令で定める法律）

第三条　法第二十六条第五項第二号（法第二十八条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

二　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

三　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

四　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

五　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

八　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）

九　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

十一　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

十二　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条第二号関係）

一　核酸（遺伝子の発現に必要な遺伝情報を含むものに限る。）

二　前号に掲げる物を加工するための機能を有する物

三　第一号に掲げる物以外の遺伝子の発現と密接な関係を有する物（細胞の核の外にあるものを除く。）として厚生労働省令で定める物を加工するための機能を有する物

四　前三号に掲げる物を含有する物（細胞の分泌物を除く。）

附　則

この政令は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年五月三十一日）から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

府令

○内閣府令第百十号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）を実施するため、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月六日

内閣総理大臣　石破　茂

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令

母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十三号（二）を次のように改める。

別記様式第十三号（二）（第二十七条関係）

人　工　妊　娠　中　絶　実　施　報　告　票

（令和　年　月分）

(1) 人工妊娠中絶を受けた者の番号		(2) 人工妊娠中絶を受けた者の年齢	満　年
(3) 人工妊娠中絶を受けた者の居住地	都道府県　郡市区町村　支庁	(4) 人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数	1　満７週以前 2　満８週～満11週 3　満12週～満15週 4　満16週～満19週 5　満20週～満21週
(5) 人工妊娠中絶を実施した月日	月　日	(6) 該当条文	1　14条１項１号 2　14条１項２号
(7) 人工妊娠中絶を受けた理由			
(8) 人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無	有　無	(9) 人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無	有　無
(10) 人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無			有　無
備考			

日本産業規格Ａ列５番

記載上の注意

1　手術による人工妊娠中絶の他、薬剤の投与による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとすること。

2　「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに人工妊娠中絶を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。

3　「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を〇で囲むこと。

4　「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を〇で囲むこと。

5　「該当条文」欄は、該当する数字を〇で囲むこと。

6　「人工妊娠中絶を受けた理由」欄には、人工妊娠中絶を受ける理由となつた事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。

7　「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」欄、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄は、該当する文字を〇で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠９週０日までで使用されるミフェプリストン・ミソプロストール製剤又は妊娠中期において使用されるゲメプロスト製剤を指すものであること。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。